

令和4年度 税制改正大綱（法人課税・消費課税編）

税務相談室 室長
税理士 内田 尚生

皆様、こんにちは！

先月に引き続き、「令和4年度 税制改正大綱」について、法人課税・消費課税の主な改正事項をご紹介します。

1 中小企業向け所得拡大促進税制の見直し（上乗せ要件の改定）

【令和4.4.1～6.3.31開始の各事業年度（個人は令和5・6年分）に適用】

積極的な賃上げの支援として、控除率の上乗せ要件を、①雇用者給与等支給額の前期比増加割合2.5%以上の場合は控除率15%を加算、②教育訓練費の前期比増加割合10%以上の場合は控除率10%が加算されます。通常枠の要件と控除率（雇用者給与等支給額前期比1.5%以上、控除率15%）、控除限度額（当期法人税額×20%）は変更ありません。

つまり、通常枠+①=30%、通常枠+②=25%、最大は通常枠+①+②=40%の税額控除を受けることが可能です。

項目	現行制度	改正案
適用時期	令和5年3月31日までに開始する各事業年度（個人は令和4年）	令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度（個人は令和5・6年）
適用要件	雇用者全体の給与総額：前期比1.5%以上増	
控除率を乗ずる対象	雇用者全体の給与総額の前期からの増加額 <small>雇用者全体に対する分配を促す点を維持</small>	
控除率	基本	15% <small>個々に要件を満たせばOKに</small>
	上乗せ	①と②の両方を満たす場合 +10% ①雇用者全体の給与総額：前期比2.5%以上増 +15% ②イまたはロのいずれか <small>※確定申告書に教育訓練費の明細書を添付</small> イ：教育訓練費：前期比10%以上増 +10% <small>※教育訓練費の明細を保存</small> ロ：経営力向上の証明（経営力向上計画） （経営力向上の証明要件は廃止）
	最大	25% 引上げ 40%（①のみ：30%、②のみ：25%） <small>賃上げを促すアメの部分</small>
控除上限	控除率は過去最高水準に引き上げられた一方、「控除上限」は据え置かれている点に注意 法人税額×20%	

2 少額減価償却資産の取得価格の損金算入制度等の見直し【令和4.4.1施行】

貸付用の建設用足場、ドローン、LED照明等の購入を利用した過度な節税への対処として、①少額の減価償却資産の取得価格の損金算入制度（10万円未満）、②一括償却資産の損金算入制度（20万円未満）、③中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例（30万円未満）の対象資産から「主要な事業以外の貸付の用に供したものが除かれます。

制度	取得価額	償却方法	限度額	貸付用資産
①少額の減価償却資産の取得価格の損金算入制度	10万円未満	全額損金算入	限度なし	改正案 貸付けは対象外 <small>※主要な事業として行われるものはOK</small>
②一括償却資産の損金算入制度	20万円未満	3年均等償却		
③中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入特例（令和6年3月31日まで2年延長）	30万円未満	全額損金算入	年300万円	

本業と関係のない足場やドローンを大量購入（単品9万円）して貸付け

↓

10万円未満のため全額費用計上「本業の利益」と相殺（節税）
※賃貸料・売却益で複数年かけて投資回収

		<各年の損益>				
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
売却益						+150
賃貸料		+150	+150	+150	+150	+150
費用		▲900				

**「本業以外の貸付け」を対象外に
→毎年、減価償却で費用計上**

> 1面より

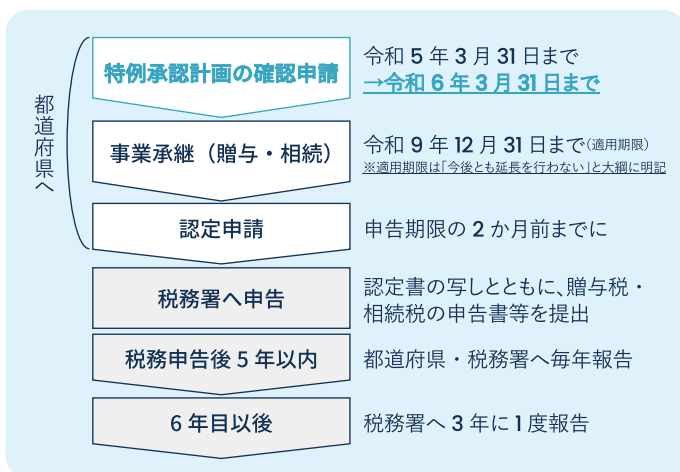
3 適格請求書等保存方式に係る見直し【令和5.10.1以後の課税仕入れに適用】

売り手が家事用資産の売却をした場合は、一定の事項を記載した仕入明細書を作成して相手方の確認を受けることで仕入税額控除が認められていましたが、仕入明細書の記載事項は適格（簡易）請求書と同じのため、売り手の登録番号の記載が要件とされました。売り手に消費税の納税がない場合は、買い手側も仕入税額控除ができないこととなります。

中古車販売、不動産販売、中古物品販売等、エンドユーザーから商品を仕入れている事業者は影響大です。

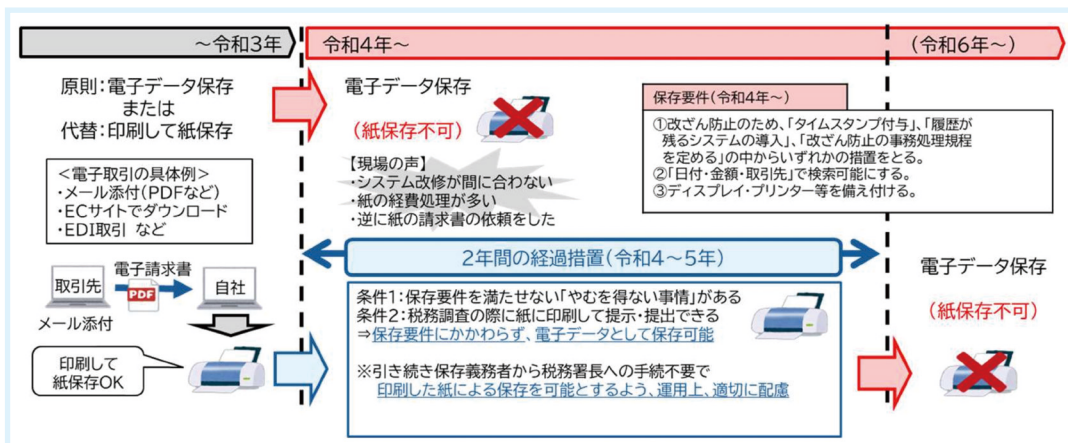
4 法人版事業承継税制（対象：非上場株式等）の確認申請期限の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により計画策定に時間を要する場合もあるため、法人版事業承継税制の**特例承認計画の提出期限が令和6年3月31日まで1年延長**されます。



5 電子取引のデータ保存の経過措置

令和4年1月から義務化されていた電子取引情報に係る電磁的記録（データ）の保存制度への円滑な移行のため、**2年間の経過措置**が設けられました。昨年から弊社担当者が随時情報をお知らせしていると思いますが、施行まで1年半あります。IT導入補助金等との関連も踏まえて、高額なシステム導入は慎重にご検討いただきたいと思ます。



昨年10月に岸田政権が発足して半年が経過しました。発足から一時期は、コロナが沈静化したかに見えましたが、年明けからまた猛威を奮い、国も自治体も様々な支援策を講じています。しかし、これらは全て公的資金です。近い将来、必ず復興税のように増税が打ち出されるでしょう。

大綱の基本的考え方に以下のような記述があり、近い将来、税率アップを含む相当規模の増税が予想されます。

「株主還元や内部留保は増加を続けており、コロナ禍を受けてもその傾向は変わっていない。・・・近年の累次の法人税改革も、意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ない。」(略)「・・・十分な投資余力があるにもかかわらず活用されていない場合に、企業の行動変容を促すためにどのような対応を講ずるべきかといった視点からも、幅広く検討を行う。」

(表出典：経営革新等支援機関推進協議会)

IT 導入補助金 2022 について

皆様、『IT 導入補助金』をご存じでしょうか？正式名称は「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」といい、通称「IT 導入補助金」と呼ばれています。

2022年の IT 導入補助金は従来の「通常枠」に加え、「デジタル化基盤導入類型」と「複数社連携 IT 導入類型」が新設され、2023年10月から開始されるインボイス制度に対応した IT ツールへの補助が拡充されていますので、インボイスの対応はまだこれからとお考えの企業様は IT 導入補助金の利用を検討してはいかがでしょうか？

今回新設された「デジタル化基盤導入類型」の IT ツールは会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフトとその導入費用が対象で、補助額が 5万円～ 50万円以下の場合には補助率が 3/4以内、補助額が 50万円超～ 350万円の場合には補助率が 2/3以内となっています。昨今では IT ツールについてもクラウド化が進んでいることから、クラウドシステムの利用料についての補助が拡充され、これまでは 1年分の利用料が補助の対象とされていましたが、今回は 2年分に拡充されています。更にこれまでの IT 導入補助金ではハードウェアの購入に関しては対象外となっていたが、今回からは PC・タブレットにおいては補助上限 10万円で補助率が 1/2以内、レジ・券売機の場合は補助上限 20万円で補助率 1/2 以内が補助の対象となりました。

デジタル化基盤導入類型

種類	デジタル化基盤導入類型	
補助額	IT ツール	
	5万円～ 50万円以下	50万円超～ 350万円
補助率	3/4以内	2/3以内
対象ソフトウェア	会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト	
賃上げ目標	後日公開予定	
補助対象	ソフトウェア費・クラウド利用料(最大 2 年分補助)・導入関連費	

+

ハードウェア 購入費用	PC・タブレット等：補助率 1/2 以内、補助上限額 10万円
	レジ・券売機等：補助率 1/2 以内、補助上限額 20万円

次にご紹介するのは「複数社連携 IT 導入類型」です。補助対象事業者は商工団体や複数の中小企業・小規模事業者により形成されるコンソーシアムが対象で、10者以上の団体が補助の対象となっています。こちらの類型についてはデジタル化基盤導入類型同様の要件とそれに属さない消費動向分析経費及び補助事業者が参画企業を取りまとめるための事務経費も補助の対象になっており、クラウドシステムの利用料においてはデジタル化基盤導入類型の要件に該当するクラウドツールに関しては 2年分の利用料まで補助の対象ですが、要件に該当しないクラウドツールについては 1年分の利用料が対象となります。ハードウェアについては AI カメラやビーコン、デジタルサイネージ等が対象となっています。導入例として、商業集積地等における消費動向等を分析するシステム等を導入し、データの収集・分析によりデジタルマーケティングを行うことで当該地域の来街者増や回遊性向上等を図り、生産性向上につなげるといった事例が想定されます。

> 4 面へ



> 3 面より

複数社連携 IT 導入類型

種類	複数社連携 IT 導入類型			
補助額	デジタル化基盤導入類型の要件に属する経費		デジタル化基盤導入類型の要件に属さない複数社類型特有の経費	
	(1) 基盤導入経費		(2) 消費動向等分析経費	(3) 補助事業者が参画事業者をとりまとめるために要した事務費
	5万円～50万円以下	50万円超～350万円	50万円 × 参加事業者数	(1) + (2) × 10%
補助率	3/4以内	2/3以内	2/3以内	2/3以内
補助上限額	3000万			200万
対象ソフトウェア	会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト		各種システム※1	
賃上げ目標	なし			
補助対象	ソフトウェア費・クラウド利用料(最大2年分補助)・導入関連費			
	ハードウェア購入費用	PC・タブレット等： 補助率 1/2 以内、補助上限額 10万円		AIカメラ・ビーコン・デジタルサイネージ等 ※2
		レジ・券売機等： 補助率 1/2 以内、補助上限額 20万円		

※1：対象例（消費動向分析システム、経営分析システム、需要予測システム、電子地域通貨システム、キャッシュレスシステム、生体認証決済システム等）

※2：個別の補助上限額なし

最後に、インボイス対応を既に終えられた企業様もデジタル化基盤導入類型に当てはまらない IT ツールで業務効率化を検討している場合は、通常枠(A・B 類型)も昨年同様となり下表の要件を満たせば申請が可能ですが、ハードウェアの購入については対象外となります。

通常枠

種類	通常枠	
	A 類型	B 類型
補助額	30万～150万円未満	150万～450万円以下
補助率	1/2 以内	
プロセス数	1 以上	4 以上
IT ツール要件(目的)	類型ごとのプロセス要件を満たすものであり、労働生産性の向上に資する IT ツールであること。	
賃上げ目標	加点	必須
補助対象	ソフトウェア費・導入関連費等	

※1：「プロセス」とは、業務工程や業務種別のことです。

これからインボイス対応を検討する場合やその他の IT ツールの導入を検討される企業様においては、IT ツールの選定から導入までご支援させていただきますので、弊社担当へご相談下さい。

(表出典：IT 導入補助金 2022 ホームページ)